## 新型コロナウイルス 「My HER-SYS 画面での療養証明」によるご請求手続きについて

新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養された場合に入院給付金等のお支払いの対象とする特別取扱いについては、2023 年 5 月 7 日をもって取扱いを終了しておりますが、2023 年 5 月 7 日までに陽性と診断され、保健所への届出対象となった方については、引き続きお支払いの対象となります。

## お手続き方法の詳細はこちら

お手続きの必要書類としてご利用可能な「My HER-SYS 画面の療養証明機能」については、厚生労働省より、2023年9月末までは利用可能と公表されていますが、それ以降の利用は未定となっております。

つきましては、My HER-SYS 画面での療養証明機能を利用されるご予定のお客さまについては、お早めにお手続きくださいますようお願いいたします。

なお、10 月以降も、すでに保存・印刷された My HER-SYS 画面での療養証明や、所定の代替書類等にてお手続きいただくことは可能です。

以上